

平成28年産米「ささ結」ブランド認証基準について

農林振興課農業経営係 ☎237090

平成27年秋に市場デビューしたササニシキ直系の新しい米「ささ結」(品種名は東北194号)。減農薬・減化学肥料などの環境配慮、追肥無しなどによる食味重視の米作りに加え、2年目以降は、さらに品質を高めるために、明確な栽培基準を定めて「ささ結」ブランド認証を行います。

「ささ結」ブランド認証基準

次のすべてに該当する人
①「東北194号」の生産
市内農家で東北194号を生産する人が対象です。
※みどりの農業協同組合の環境保全米生産販売分については、涌谷町・美里町分も含みます。
※平成29年度に東北194号を生産予定の人で、平成29年産種もみをまだ購

入していない人は、各農業同組合に至急注文してください。

②環境配慮

次のいずれかの認証を受ける必要があります。

- ・JAS有機認証
- ・みやぎの環境にやさしい農産物認証(特別栽培米)
- ・古川農業協同組合・みどりの農業協同組合・いわでやま農業協同組合の環境保全米認証

③食味重視

土作りに力を入れ、土地が作物を生育させる能力を高めます。また、追肥をせず、玄米のタンパク質の含有率を6・5%以下にします。



「ささ結」の販路拡大に向けて

平成27年6月に「ささ結」の産地ブランド化を目指して、市や県、市内3農協など関係団体が集まり「大崎の米『ささ結』ブランドコンソーシアム」を立ち上げ、さまざまなPRをしてきました。10月の新米まつり以降、地元での販売のほか、コンソーシアムのメンバーである米卸業者の木徳神糧(株)を経由し、県内ヨークベニマル全店舗で販売が行われ、売れ行き好評で残りわずかな状況です。今後とも国内外での認知度を上げられるよう、PRを行っていきます。



市内の野球場に掲載する 広告を募集します

生涯学習課総務担当 ☎25035

市内の野球場に掲載する企業などの広告を募集します。

■掲載料

1m当り8000円

■募集する野球場
諏訪公園野球場、松山野球場、三本木野球場、鹿島台中央野球場

※掲載料は野球場ごとに異なります。標準的な区画は縦1m×横6mで、掲載料は48000円です。
※広告の作成費用などは広告主の負担となります。

■広告の掲載場所

野球場外野フェンスなど
1球場20区画、連続する複数の区画を利用可能

■申込

申込書に必要事項を記入し、1月20日(水)まで生涯学習課(岩出山庁舎2階)に提出
※申込書は、生涯学習課で配布しています。

■広告物の仕様

材質は「再はく離タイプ」のシール状のものとし、直射日光や風雨によって急激に色あせたりしないようにすること
※野球場ごとに、個別に仕様を指定しています。

■掲載期間

原則1年度ごと(最大5年間)
※年度途中から掲載した際は年度末までとなります。



鹿島台中央野球場の外野フェンス

固定資産税償却資産の申告を忘れずに行いましょう

税務課家屋担当 ☎2148

平成28年1月1日現在、市内に償却資産(事業用に使用している機械・器具・備品など)を所有している法人や個人は、2月1日までに固定資産税償却資産の申告をしてください。前年度申告者は、平成27年12月上旬に申告書を発送しています。

また、インターネットを利用した電子申告も可能です。詳しくは、地方税ポータルシステムのウェブサイト (<http://www.eitax.jp>) を確認してください。

■申告場所

税務課または各総合支所
市民福祉課税務担当

■申告期限

2月1日(月)

■対象となる主なもの
・共通 パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セットなど

・小売業 商品陳列ケース、冷蔵庫など

・農業 農業機械など

・不動産賃貸業 駐車場舗装、フェンス、壁など

・製造業 金属製品製造設備、食料品製造設備など

※自動車税や軽自動車税の課税対象となるものは除きます。

※取得価格が10万円未満の資産で法人税法などの規定により一時所得に損金算入されたもの(少額資産)は除きます。

※固定価格買取制度により、太陽光発電設備を設置した場合、課税標準の特例が適用されることがありますので、お問い合わせください。



おむつ代に係る確定申告医療費控除の 確認書発行について

高齢介護課介護審査係 ☎26125

平成27年中の所得に関する確定申告用として、介護保険要介護認定時に用いた主治医意見書の内容の一部を転記し、おむつ代に係る医療費控除に必要な確認書を発行します。

■受付場所

高齢介護課、各総合支所
市民福祉課地域福祉担当

■対象者

次のすべてに該当する人
①平成26年中の所得に関する確定申告時に、おむつ代に係る医療費控除を受けた人

②要介護認定を受けている人で主治医意見書に寝たきり状態にあることなどの記載を確認できる人

※初めておむつ代に係る医療費控除を申告する人は、医師の発行する「おむつ使用証明書(医療費控除用)」が必要です。

障害者控除対象者認定書の交付について

高齢介護課高齢福祉係 ☎26085

平成27年分所得税申告、平成28年度分市県民税申告用の障害者控除対象者認定書を交付します。

生まれた要介護(1~5)認定者
※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている人は除きます。

■申請に必要なもの

①対象者の介護保険被保険者証と印鑑
②申請者の印鑑
※本人または民法で定める親族以外の人が申請する場合は、委任状(任意様式)が必要です。

■交付場所
高齢介護課、各総合支所
市民福祉課地域福祉担当
■対象者
昭和26年1月1日以前に

